

2024 年 9 月 13 日

法政大学

研究活動上の不正行為有無に関する調査結果について

1 調査の概要

(1) 調査に至る経緯

2023 年 8 月 12 日、本学が設置している「研究活動の不正行為に関する告発受付・相談窓口」（学外窓口）に対して、本学所属の研究者（1 及び 2 において「被告発者」、3 以降において「調査対象者」という）による研究活動上の不正行為に関する告発（以下「本件告発」という）及び関連証拠の提出があった。本学は、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（規定第 1193 号）（以下「本件規程」という）第 22 条第 1 項に基づく予備調査（調査期間：2023 年 8 月 21 日～同年 9 月 19 日）の結果を踏まえ、同規程第 24 条第 2 項の規定により、同年 9 月 21 日に本調査の実施を決定し、同年 10 月 11 日より、調査委員会による調査（以下「本件調査」という）が開始された。

(2) 調査委員会の構成

ア 調査委員

吉永 明弘（人間環境学部教授）：委員長

羽田 貴史（広島大学名誉教授、東北大学名誉教授、公正研究推進協会（APRIN）評議員）

中村 克己（国広総合法律事務所弁護士、公認不正検査士）

イ 事務局

小林 孝（監査室長（2024 年 5 月 31 日まで））、北尾秀次（監査室長（2024 年 6 月 1 日以降））

大山 賢一（監査室課長）

田村 敦司（監査室課長）

ウ オブザーバー

日野 好幸（研究開発センター室長）

倉本 英治（研究開発センター次長）

(3) 調査内容

ア 調査期間

2023 年 10 月 11 日～2024 年 7 月 5 日

イ 調査対象者（被告発者）

越智 英輔（生命科学部／大学院スポーツ健康学研究科 教授）

ウ 調査対象事項

当委員会は、本件告発の告発内容のうち、下記 3 件（①について民間助成金申請書 1 編、②について講演会発表用資料 1 編、③について、講演会発表用資料 1 編、論文 1 編）を調査対象とすることとした。

① 盗用（ゴーストライティング）

被告発者は、民間助成金の応募にあたり、全書類の作成を研究員に指示。執筆にあたった AMED 研究員・研究計画の立案に携わった学振研究員を、無断で共同研究者に含めず提出。提出された申請書は、研究員が執筆した内容から一切変更はみられなかった（2022 年 8 月）。

② 盗用

被告発者が登壇する講演会にて使用する発表スライドの作成を AMED 研究員に指示。講演会にて研究員のエフォートを適切な表示なく流用（2022 年 2 月）。

③ 不適切なオーサiership

被告発者は、学振研究者が筆頭著者である研究論文の著者順を、共同研究者の合意無しに独断で変更し、学術誌へ投稿しようとした。論文の投稿直前に共同研究者が気づき、未然に防げたものの、被告発者は、著者順を共同研究者の合意無しに変更することが常態化している。

なお、本件告発事項のうち、㉞「公的研究補助金等の不正使用に関する通報受付窓口」（学内窓口）に対する 2022 年 10 月 26 日付通報を受けて設置された「国立研究開発法人日本医療研究開発機構からの受託研究費に関する調査委員会」（以下「AMED 調査委員会」という）による調査対象となり一定の結論を得た事項と重複している事項、㉟仮に事実だとしても本件規程に定める研究活動上の不正行為には直ちには該当しないと考えられる事項、㊱不正の被害を受けた可能性のある関係者の意向等を踏まえるべき事項については、調査対象外とした。

エ 調査方法

（ア）客観証拠の入手・検証

告発された事項について、予備調査等で入手した客観証拠、告発者その他関係者から提出を受けた客観証拠に加えて、AMED 調査委員会が入手または作成した客観証拠の開示を受け、これらの証拠の分析・検証を行った。

（イ）告発者、周辺関係者及び調査対象者に対して、対面またはリモート形式により、延べ 8 回（合計約 12 時間 30 分）のヒアリングを実施した。

（ウ）調査で使用した規程・規則・ガイドライン等

- a 研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程
- b 法政大学研究倫理規程
- c 日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」
- d 文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」

2 調査結果

（1）不正の種別

研究活動上の不正行為（不適切なオーサiership等）

（2）不正行為の具体的内容、結論と判断理由

ア 調査対象①について

告発者は、本件が盗用に該当すると主張する。確かに、研究計画に関与する共同研究者間においても「盗用」は成立しうるが、研究計画の骨格となるアイデア・情報等が執筆者より提供されることが必要であるところ、A氏や被告発者を含む関係者へのヒアリングによっても、研究計画の骨格部分についてのA氏の独自の寄与を認めるには至らなかった。したがって、仮に研究計画がすべてA氏の執筆によったものだったとしても、それだけで「盗用」と認定することはできない。

他方、被告発者自身、A氏を事実上、本件助成金申請の主担当者（責任者）として指名し、様々な準備作業、研究内容の検討や執筆等を委ねておきながら、申請に際してA氏を共同研究者としなかったことは、研究者たるA氏を単なる労働力として扱うものであり、共同研究者への尊重や敬意を欠き、法政大学研究倫理規程（以下「研究倫理規程」という）第3条第5項～第8項に違反する不適切な行為といわざるを得ない。なお、全体を通じての評価については、下記「(3) まとめ」で述べる（下記イ及びウについても同様である）。

イ 調査対象②について

被告発者の依頼を受けてA氏及びB氏が作成した資料については、各種文献の転記や一般的な知識を資料化したものが大半であり、両名のアイデアや見解が記載されたものと認めるに足る証拠はない。さらに、A氏及びB氏も自分が被告発者に提供した資料が、発表用のレジュメに利用されることについては認識し、一応、同意はしていたものといえる。こうした点を踏まえると、当該資料の利用について、盗用に該当すると評価することはできない。しかしながら、A氏及びB氏が、当該レジュメの作成に関して相応の貢献をしていたことは明らかであり、少なくとも明確な謝辞が必要であると考えられるところ、当該レジュメ上、両名の具体的な貢献は一切不明であり、他の多数の関係者とあわせての紹介といった印象を与えるものに過ぎない。したがって、こうした対応は、やはり自身の研究室に所属するA氏とB氏に対する尊重や敬意を欠き、研究倫理規程第3条第5項～第8項に違反する不適切な行為といわざるを得ない。

また、当該レジュメで取り上げられているプログラムは、C氏がリーダーとして進めていた研究であるが、B氏の貢献も非常に大きなものであったといえる。オリジナルな研究に関する成果発表は、最初の発表者にプライオリティがあるため、引用として明記する必要がある。誰もが作成できる図表類は、引用として出典を明記するだけでよいが、オリジナリティのある発表物については著作権保護の対象となることから、作成者の了解を得る必要がある。したがって、共同研究の成果物であることを勘案して事前の了解を得ないとしても、謝辞などで寄与を明確にすることが求められる。

本件レジュメ中の一部のパートは、主にC氏・B氏らとの共同研究の成果と発表成果物によって構成されているが、両名の寄与が明確になっておらず、結果として、被告発者単独の研究成果であるかのような発表となっている。この点、被告発者は、C氏の他機関への移籍を契機としてC氏から研究を引き継ぐ際、共同研究の成果発表物等の使用を一括で承認された、また、各種発表に際してはC氏に事前に説明し了解を得ていたなどと述べているが、その根拠として被告発者から提出された資料は、単にオンライン会議が開催された日時の記録に過ぎず、C氏の了解があったことを証明するものではない。かかる主張は、信用できる関係者の証言に反するものであり、信用できない。

以上を踏まえると、上記パートに関する発表については、「科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの」とまでは認められないことから、当該行為単独では、本件規程が定める「研究活動上の不正行為」に該当するとは言えないものの、被告発者は、共同

研究の成果について、自身単独の研究成果と受け取られるような形で発表しており、かかる対応は、不適切なオーサーシップに該当する。

ウ 調査対象③について

【X学会シンポジウムにおける発表の件】

本件は、被告発者とB氏を筆頭共著者とする研究に関する発表であり、かつ、演題（抄録）や発表用資料の作成においてもB氏の多大な貢献があったにもかかわらず、被告発者は、B氏を共同発表者としてすることなく、むしろ直接的ではないもののB氏に対して当該学会への入会を断念させるような発言を行い、結果として、筆頭共著者であるB氏を排除する形で、自身単独での発表を行ったものと評価せざるを得ない。

被告発者の一連の対応は正に不適切なオーサーシップであり、「研究搾取」とも評価すべきものと判断する。

【研究論文の件】

被告発者による一方的なオーサーシップ変更がメールベースで提案されたことが認められるところ、当該変更は、幸い未遂に終わっていることから、この件をもって、不適切なオーサーシップが成立したとまでは言い難い。しかしながら、このような対応については、研究代表者として適切なマネジメントだったとは言えない。

被告発者は、本来、予めオーサーシップに関するルールを明示して関係者間の共通理解を図っておくべきであるにもかかわらず、そのような対応を取ることなく、さらには一方的なオーサーシップ（著者順）の変更をメールで実施しようとしたものであり、一連の対応は、研究倫理規程第3条第5項～8項に違反する不適切な言動と言わざるを得ない。

（3）まとめ

以上述べてきたとおり、調査対象③の【X学会シンポジウムにおける発表の件】については、本件規程が定める「不適切なオーサーシップ」に該当し、これは同規程が定める「研究活動上の不正行為」に該当するものである。

他方、調査対象①や調査対象②のうちA氏とB氏が作成したスライドの利用については、本件規程に定める「盗用」に該当するとまではいえず、また、調査対象②のうち一部パートに関する表記及び調査対象③の【研究論文の件】についても直ちに「不適切なオーサーシップ」に該当するとはいえない。しかしながら、本件において着目すべきは、不適切なオーサーシップに該当すると認定した【X学会シンポジウムにおける発表の件】だけでなく、被告発者が、自身よりも弱い立場にいる研究者に対して高圧的な態度で臨み、尊重や敬意を欠く対応や共同研究者のオーサーシップへの配慮を欠く対応を繰り返していたという点である。被告発者の一連の言動は、全体として、日本学術会議「科学者の行動規範－改訂版－」が求める研究者としての誠実な対応、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るべき責任に著しく反するものと言わざるを得ない。

以上より、上記（2）ア～ウで認定した事実関係を合わせ考えれば、科学者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものであることから、これらの事実全体について「研究活動上の不正行為」に該当するものと判断した。

3 不正発生要因の分析と再発防止策

(1) 本学の理念実現のための対応

調査対象者については、本件告発以前にも研究費不正等に関する告発があり、AMED 委託研究に関する告発（2022 年 10 月 26 日告発、同年 11 月 22 日本調査決定、2023 年 10 月 27 日最終報告書で不正認定）、研究補助者に対する労働基準法違反での告発（2022 年 10 月 26 日告発、2023 年 5 月 17 日報告書で認定）があり、いずれも不正・違反が認定されている。研究費不正に関する AMED 調査委員会による報告書では、調査対象者による他者に対する高圧的な言動が認定されており、これら 3 つの事案は決して偶発的なものではなく、調査対象者には責任ある研究活動や法令遵守に則った行動を取る前提となる基本的なモラルが欠けており、人権感覚の希薄さを示しているといえる。本学は、憲章で「自由を生き抜く実践知」を掲げ、「新しい社会を構築するために主体的かつ自立的に自らの力でものごとを考え、多様な立場に立って公正な判断を行い、新たな価値を創造できること」を理念として掲げている。調査対象者による一連の行動は、この理念に反するもので、本学としても個人の資質に原因を求めるだけでなく、再発防止策とともに、責任ある研究活動を進める組織としての在り方を模索していく。

(2) 研究倫理と誠実性を浸透させるための対応

主体的に責任ある研究活動を担うにふさわしい教員人事を採用・昇進において追求するために、モラルの高い教員像を明確にし、教員人事において教授会が適切に判断できるよう情報共有を行っていく。

(3) 組織の透明性を高めるための対応

不正が起きにくいよう組織の透明性を高め、研究者一人ひとりとのコミュニケーションを充実し、通報制度の更なる周知徹底等を図るとともに、共同研究における主任研究者の役割について理解を深める実効的な FD（ファカルティ・ディベロップメント）を行っていく。

4 調査対象者に対する今後の措置等について

法令、就業規則及びその他関連諸規程に従って、処分を検討する。

以上